



中部運輸局自動車交通部

令和4年12月15日 定例記者懇談会 発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部

自動車監査官 藪田、片岡

TEL 052-952-8082

タクシー事業者に対する集中監査の実施について

中部運輸局では、自動車運送事業における輸送の安全を確保するため、年間監査計画において乗合バス、タクシー、トラックの事業ごとに「集中監査月間」を設け、効率的かつ効果的な監査・指導の実施に努めています。

今年度は、1月をタクシー事業者の集中監査月間とし、以下のとおり「重点監査項目」を定めて監査を実施いたします。

<重点監査項目>

- (1) 健康診断、適性診断の受診及びその結果に基づく指導状況
- (2) 適時適切な点呼の実施状況
- (3) 車両の点検及び整備の状況